

長崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則

平成24年 3月23日

長崎県規則第 7号

改正 平成29年 3月24日規則第10号

平成30年 3月30日規則第 7号

令和 2年 3月31日規則第20号

令和 3年 3月30日規則第39号

令和 3年 6月 1日規則第70号

注 令和 3年 3月から条文沿革を注記した。

長崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則をここに公布する。

長崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則

長崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成10年長崎県規則第47号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、長崎県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年長崎県条例第27号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項について定めるものとする。

(書類の提出先等)

第 2 条 特定非営利活動促進法(平成10年法律第 7号。以下「法」という。)、条例及びこの規則の規定により知事に対して提出する書類は、県民生活環境部県民生活環境課(以下「主務課」という。)又は当該特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地を所管する振興局(長崎振興局を除く。以下同じ。)に提出するものとする。

2 次条第 2 項(第16条第 2 項において準用する場合を含む。)、第 5 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定により書類を提出する場合において、当該特定非営利活動法人の主たる事務所が振興局の所管する区域内に存する場合にあっては、当該書類をさらに 1 部追加するものとする。

(令 3 規則39・一部改正)

(設立の認証申請)

第 3 条 条例第 2 条第 1 項の申請書は、様式第 1 号によるものとする。

2 前項の申請書に添付する法第10条第 1 項に規定する書類のうち、同項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類には、それぞれ副本を 1 部添えるものとする。

(公衆の縦覧)

第 4 条 法第10条第 2 項の規定による公衆の縦覧(次項において「公衆の縦覧」という。)は、第

2 条第 1 項の規定により書類が提出された主務課（当該書類が振興局に提出された場合にあっては、当該振興局）において行うものとする。

- 2 当該特定非営利活動法人の主たる事務所が振興局の所管する区域内に存する場合において、前項の書類が主務課に提出されたときにあっては、当該振興局（当該書類が振興局に提出されたときにあっては、主務課）においても、前項の公衆の縦覧に準じるものとする。

（令 3 規則 70・一部改正）

（縦覧期間中の補正）

第 5 条 条例第 2 条第 7 項（法第 25 条第 5 項及び第 34 条第 5 項において準用する場合を含む。）の補正は、様式第 2 号による補正書により行うものとする。

- 2 前項の補正書に添付する法第 10 条第 1 項に規定する書類のうち、同項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類には、それぞれ副本を 1 部添えるものとする。

（設立登記の届出）

第 6 条 法第 13 条第 2 項の規定による届出は、同項に掲げる書類を添付した様式第 3 号による届出書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の届出書に添付する登記事項証明書にはその写し 1 部を、財産目録には副本 1 部をそれぞれ添えるものとする。ただし、特定非営利活動法人の主たる事務所が長崎振興局の所管する区域内に存する場合にあっては、この限りでない。

（令 3 規則 39・一部改正）

（役員の変更等の届出）

第 7 条 法第 23 条第 1 項（同法第 52 条第 1 項（同法第 62 条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出は、同項に掲げる書類を添付した様式第 4 号による届出書を知事に提出しなければならない。

- 2 法第 23 条第 2 項の規定の適用を受ける場合における条例第 2 条第 2 項から第 5 項までの規定の適用については、第 4 項中「申請の日」とあるのは「届出の日」と読み替えるものとする。
- 3 第 1 項の届出書に添付する変更後の役員名簿には、副本を 1 部添えるものとする。この場合においては、前条第 2 項ただし書の規定を準用する。

（令 3 規則 39・一部改正）

（定款の変更の認証申請）

第 8 条 条例第 4 条第 1 項の申請書は、様式第 5 号によるものとする。

- 2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第 25 条第 4 項の規定により添付する変更後の定款、当

該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第26条第2項の規定により添付する法第10条第1項第2号イの書類には、それぞれ副本を1部添えるものとする。

(令3規則39・一部改正)

(定款の変更の届出)

第9条 条例第4条第3項(法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。))により読み替えて適用する場合を含む。)の届出書は、様式第6号によるものとする。

2 前項の届出書に添付する変更後の定款には、副本を1部添えるものとする。この場合においては、第6条第2項ただし書の規定を準用する。

(令3規則39・一部改正)

(定款の変更登記の完了に係る証明書の提出)

第10条 法第25条第7項(法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の登記事項証明書は、様式第7号に添付して知事に提出しなければならない。

2 前項の登記事項証明書には、写しを1部添えるものとする。この場合においては、第6条第2項ただし書の規定を準用する。

(令3規則39・一部改正)

(事業報告書等の提出)

第11条 条例第5条(法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の事業報告書等の提出は、様式第8号により行うものとする。

2 前項の事業報告書等には、副本を1部添えるものとする。この場合においては、第6条第2項ただし書の規定を準用する。

(令3規則39・一部改正)

(事業報告書等の公開)

第12条 条例第6条第1項の規定による閲覧又は謄写の請求書は、別に定めるものとする。

2 条例第6条第2項の閲覧又は謄写は、主務課において行うほか、当該特定非営利活動法人の主たる事務所が振興局の所管する区域内に存する場合にあっては、当該振興局においても行うものとする。

(事業の成功の不能による解散の認定の申請)

第13条 法第31条第3項の規定による認定の申請は、同項の書面を添付した様式第9号による申請

書を知事に提出しなければならない。

(解散等の届出)

第14条 条例第7条第1項の規定による届出は、様式第10号による届出書を知事に提出しなければならない。

2 条例第7条第2項の規定による届出は、様式第11号による届出書を知事に提出しなければならない。

3 条例第7条第3項の規定による届出は、様式第12号による届出書を知事に提出しなければならない。

(残余財産の譲渡の認証申請)

第15条 清算人は、法第32条第2項の認証を受けようとするときは、様式第13号による申請書を知事に提出しなければならない。

(合併の認証申請)

第16条 条例第8条の申請書は、様式第14号によるものとする。

2 第3条第2項の規定は、前項の申請書に添付する書類について準用する。

(合併登記の完了の届出)

第17条 法第39条第2項において準用する法第13条第2項の届出は、法第13条第2項及び第14条に掲げる書類を添付した様式第15号による届出書を知事に提出しなければならない。

2 前項の届出書に添付する登記事項証明書にはその写し1部を、財産目録には副本1部を、それぞれ添えるものとする。この場合においては、第6条第2項ただし書の規定を準用する。

(令3規則39・一部改正)

(検査の際の身分証明書)

第18条 法第41条第3項(法第64条第7項において準用する場合を含む。)の職員の身分を示す証明書は、様式第16号によるものとする。

(認定の申請等)

第19条 条例第10条の申請書は、様式第17号によるものとする。

2 前項の申請書に添付する法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類には、副本を1部添えるものとする。この場合においては、第6条第2項ただし書の規定を準用する。

(令3規則39・一部改正)

(認定の有効期間の更新申請)

第20条 法第51条第2項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、法第51条

第5項の規定において準用する法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を添付した様式第18号による申請書により知事に提出しなければならない。ただし、これらの書類については、既に知事に提出されている当該書類に変更がないときは、その添付を省略することができる。

- 2 前項の申請書に添付する法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類には、副本を1部添えるものとする。この場合においては、第6条第2項ただし書の規定を準用する。

(令3規則39・一部改正)

(認定特定非営利活動法人の定款の変更等)

第21条 第7条第1項及び第2項、第9条第1項、第10条第1項並びに第11条第1項の規定は、法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定により、認定特定非営利活動法人について法第23条、法第25条第6項及び第7項並びに法第29条の規定を読み替えて適用する場合において、県の区域内及び他の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人のうち知事が所轄するもの以外のものが、これらの規定による届出又は提出を知事にする場合に適用する。

- 2 前項の規定により届出又は提出をする場合には、第7条第3項、第9条第2項、第10条第2項及び第11条第2項の規定にかかわらず、これらの書類の写し又は副本の添付を要しないものとする。

- 3 条例第11条の提出書は、様式第19号によるものとする。

(認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出)

第22条 法第53条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、様式第20号による届出書を知事に提出しなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第23条 条例第12条(条例第15条において準用する場合を含む。)の規定による提出は、様式第21号による提出書により知事に提出しなければならない。

- 2 前項の提出書に添付する書類は、法第55条第1項に掲げる書類とする。
- 3 前項に規定する提出書に添付する書類には、当該書類の副本を1部それぞれ添えるものとする。この場合においては、第6条第2項ただし書の規定を準用する。

(令3規則39・令3規則70・一部改正)

(助成金支給書類等の提出)

第24条 法第54条第3項の場合における条例第13条(条例第15条において準用する場合を含む。)の規定による提出は、様式第22号による提出書を知事に提出しなければならない。

( 令 3 規則39・一部改正 )

( 役員報酬規程等の公開 )

第25条 条例第14条の閲覧又は謄写の請求があった場合においては、第12条の規定を準用する。

( 特例認定の申請 )

第26条 法第58条第1項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人は、同条第2項において準用する法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を添付した様式第24号による申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付する法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類には、副本を1部添えるものとする。この場合においては、第6条第2項ただし書の規定を準用する。

( 令 3 規則39・一部改正 )

( 合併の認定の申請 )

第27条 条例第16条に規定する法第63条第1項又は第2項の認定に係る申請書は、様式第25号によるものとする。

( 電磁的記録に記録されている事項の縦覧等の方法 )

第28条 条例第17条第2項の規定による規則で定める書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の閲覧を行う場合は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行うものとする。

( 1 ) 当該事項を主務課又は特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地を所管する振興局 ( 以下「主務課等」という。 ) に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法

( 2 ) 当該事項を印刷し、又は記載した書類を主務課等で提示する方法

( 特定非営利活動法人が行う電磁的記録による保存の方法 )

第29条 条例第18条第2項の規定による規則で定める書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行うものとする。

( 1 ) 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物 ( 以下「磁気ディスク等」という。 ) をもって調製するファイルにより保存する方法

( 2 ) 書面に記載されている事項をスキャナ ( これに準ずる画像読取装置を含む。 ) により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2 特定非営利活動法人が前項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成することができなければならない。

(特定非営利活動法人が行う電磁的記録による作成の方法)

第30条 条例第19条第2項の規定による規則で定める書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により行うものとする。

(特定非営利活動法人が行う電磁的記録に記録されている事項の縦覧等の方法)

第31条 条例第20条第2項の規定による規則で定める書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の閲覧を行う場合は、次の各号のいずれかに掲げる方法より行うものとする。

(1) 当該事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法

(2) 当該事項を印刷し、又は記載した書類を特定非営利活動法人の事務所で提示する方法

(雑則)

第32条 法、条例及びこの規則の規定により知事に対して提出する書類は、日本産業規格A列4番とする。ただし、官公署が発給した文書については、この限りでない。

(令3規則39・一部改正)

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月24日規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成28年法律第70号)による改正前の特定非営利活動促進法(以下「旧法」という。)第44条第1項の認定又は旧法第58条第1項の仮認定を受けている特定非営利活動法人による施行日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る旧法第55条第2項(旧法第62条において準用する場合を含む。)の書類については、なお従前の例による。

附 則(平成30年3月30日規則第7号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第20号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日規則第39号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月1日規則第70号）

この規則は、令和3年6月9日から施行する。



年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住所又は居所  
氏名  
電話番号

### 設立認証申請書

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、下記のとおり特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので、申請します。

#### 記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

#### (備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 3及び4には、事務所の所在地の町名及び番地まで記載すること。
- 3 申請書には次に掲げる書類（条例第2条第5項の規定の適用を受ける場合にあつては、④の書類を除く。）を添付すること。
  - ①定款（法第10条第1項第1号）【2部】（注）
  - ②役員名簿（役員の名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）（法第10条第1項第2号イ）【2部】（注）
  - ③各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（法第10条第1項第2号ロ）【1部】
  - ④各役員の名又は住所を証する書面（法第10条第1項第2号ハ）【1部】
  - ⑤社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（法第10条第1項第3号）【1部】
  - ⑥法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（法第10条第1項第4号）【1部】
  - ⑦設立趣旨書（法第10条第1項第5号）【2部】（注）
  - ⑧設立についての意思の決定を証する議事録の謄本（法第10条第1項第6号）【1部】
  - ⑨設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（法第10条第1項第7号）【2部】（注）
  - ⑩設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（法第10条第1項第8号）【2部】（注）
- （注） 設立しようとする特定非営利活動法人の主たる事務所が、振興局等の所管する区域外に存する場合にあつては、さらに1部追加（計3部）して提出する。

年 月 日

長崎県知事 様

（申請者の住所若しくは居所  
又は特定非営利活動法人の名称）  
申請者名又は代表者名  
電話番号

### 補 正 書

年 月 日に申請した【補正する書類の種類】について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第4項（同法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり補正を申し立てます。

#### 記

- 1 補正の内容
- 2 補正の理由

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 【補正する書類の種類】には、申請書の場合は、その申請書の名称（「設立認証申請書」等）を、申請書に添付された書類の場合は、当該申請書の名称及び当該書類を特定することができる文言（「設立認証申請書に添付する法第10条第1項第1号の書類」等）を記載すること。
- 3 1には、補正する箇所について、補正後と申請段階の記載の違いを明らかにした対照表を記載すること。
- 4 補正書には、補正後の書類を添付すること。ただし、以下の書類について補正を行う場合は、補正後の書類各2部を添付すること。
  - ①定款（注）
  - ②役員名簿（役員の名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）（注）
  - ③設立趣旨書又は合併趣旨書（注）
  - ④設立若しくは合併当初の事業年度又は定款変更の日の属する事業年度及びそれらの翌事業年度の事業計画書（注）
  - ⑤設立若しくは合併当初の事業年度又は定款変更の日の属する事業年度及びそれらの翌事業年度の活動予算書（注）（注）特定非営利活動法人の主たる事務所が、振興局等の所管する区域内に存在する場合には、さらに1部追加（計3部）して提出する。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

長崎県知事 様

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

### 設立登記完了届出書

設立の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項の規定により、登記事項証明書及び財産目録を添えて届け出ます。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この届出書には、登記事項証明書(注)及び財産目録(注)を添付すること。  
(注) 特定非営利活動法人の主たる事務所が、製菓局等の所管する区域内に存する場合には、さらに1部（登記事項証明書は可）追加（計2部）して提出する。

年 月 日

長崎県知事 様

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

### 役員の変更等届出書

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、変更後の役員名簿を添えて届け出ます。

変更年月日 変更事項	役名	氏名	住所又は居所

(備考)

- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
  - 「変更事項」の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所（又は居所）の異動、改姓又は改名の別を記載し、また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すれば足りる。
  - 「役名」の欄には、理事、監事の別を記載すること。
  - 改姓又は改名の場合には、「氏名」の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること。
  - 「住所又は居所」の欄には、長崎県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面によって証される住所又は居所を記載すること。
  - 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）は以下の書類を添付すること。
    - ①当該各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（法第23条第2項）
    - ②当該各役員の住所又は居所を証する書面（法第23条第2項）
  - 変更後の役員名簿については、1部を添付すること。（注）
  - 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによること。
- (注) 特定非営利活動法人の主たる事務所が、振興局等の所管する区域内に存する場合にあっては、さらに1部追加（計2部）して提出する。

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

長崎県知事 様

(特定非営利活動法人の名称)  
代表者氏名  
電話番号

定款変更認証申請書

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 1には、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載すること。変更しようとする時期を定めている場合には、その旨も記載すること。
- 3 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本(法第25条第4項)〔1部〕、変更後の定款(法第25条第4項)〔2部〕(注)並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書(当該定款の変更が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。)(法第25条第4項)〔2部〕(注)を添付すること。
- 4 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、3に掲げる書類のほか以下の書類を添付すること。
  - ①役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)(法第26条第2項)〔2部〕
  - ②法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面(法第26条第2項)〔1部〕
  - ③直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第34条第5項において準用する第10条第1項第7号の事業計画書、第34条第5項において準用する第10条第1項第8号の活動予算書及び法第35条第1項の財産目録)(法第26条第2項)〔1部〕
- 5 法第52条第3項の規定により、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第26条第1項の所轄庁の変更を伴う定款の変更の申請をする場合には、3及び4に掲げる書類のほか、以下の書類を添付すること。

- ①法第44条第2項第1号に規定する寄附者名簿の写し(特例認定特定非営利活動法人は除く。)、同項第2号に規定する認定又は特例認定の基準に適合する旨を説明する書類及び法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し、同項第3号に規定する寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- ②認定又は特例認定の通知書の写し
- ③所轄庁に提出した直近の法第54条第2項第2号から第4号までに規定する以下の書類の写し
- (1)前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
  - (2)前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項及び以下に掲げる書類
    - イ 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
    - ロ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
      - (イ)収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引
      - (ロ)役員等との取引
  - ハ 寄附者(当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
  - ニ 役員等に対する報酬又は給与の状況
    - (イ)役員等に対する報酬又は給与の支給の状況((ロ)に係る部分を除く)
    - (ロ)給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
  - ホ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
  - ヘ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
- (3)法第45条第1項第3号(ロに係る部分を除く。)、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- ④所轄庁に提出した直近の法第54条第3項に規定する助成金の支給の実績を記載した書類の写し
- (注) 特定非営利活動法人の主たる事務所が、振興局等の所管する区域内に存する場合にあっては、さらに1部追加(計3部)して提出する。

年 月 日

長崎県知事 様

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

### 定款変更届出書

下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて届け出ます。

#### 記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

#### (備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
  - 2 1には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載し、併せて、変更した時期を記載すること。
  - 3 この届出書には、議事録の謄本及び変更後の定款(注)を添付すること。
  - 4 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによること。
- (注) 特定非営利活動法人の主たる事務所が、振興局等の所管する区域内に存する場合にあっては、さらに1部追加計2部して提出する。

年 月 日

長崎県知事 様

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

### 定款の変更の登記完了提出書

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、登記事項証明書を添えて提出します。

#### (備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
  - 2 この提出書には、登記事項証明書（注）を添付すること。
  - 3 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによること。
- (注) 特定非営利活動法人の主たる事務所が、振興局等の所管する区域内に存する場合にあっては、さらに1部追加（計2部（うち、写し1部））して提出する。



年 月 日

長崎県知事 様

(特定非営利活動法人の名称)  
代表者氏名  
電話番号

### 事業報告書等提出書

下記に掲げる前事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）の事業報告書等について、特定非営利活動促進法第29条（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、提出します。

#### 記

- 1 前事業年度の事業報告書
- 2 前事業年度の活動計算書
- 3 前事業年度の貸借対照表
- 4 前事業年度の財産目録
- 5 前事業年度の年間役員名簿
- 6 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

#### (備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
  - 2 この提出書には、上記の提出書類各1部（注）を添付すること。
  - 3 特定非営利活動に係る事業のほか、その他の事業を行う場合には、活動計算書を一つの書類の中で別欄表示し、また、その他の事業を実施していない場合は期注においてその旨を記載する、あるいはその他の事業の欄全てに「ゼロ」を記載すること。
  - 4 5の書類は、前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。
  - 5 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによること。
- (注) 特定非営利活動法人等の主たる事務所が、振興同等の所管する区域内に存する場合にあっては、さらに1部追加（計2部）して提出する。

年 月 日

長崎県知事 様

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

### 解散認定申請書

特定非営利活動促進法第31条第1項第3号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散することについて、同条第2項の認定を受けたいので、申請します。

#### 記

- 1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
- 2 残余財産の処分方法

#### (備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面を添付すること。

年 月 日

長崎県知事 様

(特定非営利活動法人の名称)

清算人 住所

氏名

電話番号

### 解散届出書

特定非営利活動促進法第31条第1項第○号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散したので、同条第4項の規定により、届け出ます。

#### 記

- 1 解散の理由
- 2 残余財産の処分方法

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 ○の部分には、解散事由の区分に応じ、「1」「2」「4」又は「6」を記入すること。
- 3 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

様式第11号（第14条関係）

年 月 日

長崎県知事 様

(特定非営利活動法人の名称)

清算人 住所

氏名

電話番号

### 清算人就職届出書

下記のとおり（特定非営利活動法人の名称）の解散に係る清算中に清算人が就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、届け出ます。

#### 記

- 1 清算人の氏名及び住所
- 2 清算人が就任した年月日

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

様式第12号（第14条関係）

年 月 日

長崎県知事 様

(特定非営利活動法人の名称)

清算人 住所

氏名

電話番号

### 清算終了届出書

(特定非営利活動法人の名称) の解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、届け出ます。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

年 月 日

長崎県知事 様

(特定非営利活動法人の名称)

清算人 住所

氏名

電話番号

### 残余財産譲渡認証申請書

下記のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項の認証を受けたいので、申請します。

#### 記

- 1 譲渡すべき残余財産
- 2 残余財産の譲渡を受ける者

#### (備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 2には、残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、各別に譲渡する財産を記載すること。

年 月 日

長崎県知事 様

（合併しようとする特定非営利活動法人（甲）の名称）

代表者氏名

主たる事務所の所在地

電話番号

（合併しようとする特定非営利活動法人（乙）の名称）

代表者氏名

主たる事務所の所在地

電話番号

### 合併認証申請書

特定非営利活動促進法第34条第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、下記のとおり合併することについて、認証を受けたいので、申請します。

#### 記

- 1 ①特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

#### （備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 ①の部分には、合併の様態に応じて「合併後存続する」又は「合併によって設立する」を記入すること。
- 3 3及び4には、事務所の所在地の町名及び地番まで記載すること。
- 4 申請書には次に掲げる書類（特定非営利活動促進法施行条例施行規則第8条において準用する同条例第2条第5項各号の規定の適用を受ける場合にあっては⑤の書類を除く。）を添付すること。
  - ①合併の議決をした社員総会の議事録の謄本（法第34条第4項）〔1部〕
  - ②定款（法第10条第1項第1号）〔2部〕㊟
  - ③役員名簿（役員の名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）（法第10条第1項第2号イ）〔2部〕㊟
  - ④各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（法第10条第1項第2号ロ）〔1部〕
  - ⑤各役員の住所又は居所を証する書面（法第10条第1項第2号ハ）〔1部〕
  - ⑥社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（法第10条第1項第3号）〔1部〕
  - ⑦法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（法第10条第1項第4号）〔1部〕
  - ⑧合併趣旨書（法第10条第1項第5号）〔2部〕㊟
  - ⑨合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（法第10条第1項第7号）〔2部〕㊟
  - ⑩合併当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書（法第10条第1項第8号）〔2部〕㊟
- ㊟ 合併しようとする特定非営利活動法人の主たる事務所が、振興局等の所管する区域内に存在する場合にあっては、さらに1部追加（計3部）して提出する。

様式第15号（第17条関係）

年 月 日

長崎県知事 様

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

### 合併登記完了届出書

合併の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第39条第2項において準用する同法第13条第2項及び第14条の規定により、登記事項証明書及び財産目録を添えて届け出ます。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
  - 2 この届出書には、登記事項証明書(注)及び財産目録(注)を添付すること。
- (注) 特定非営利活動法人の主たる事務所が、振興局等の所管する区域内に存する場合には、さらに1部(登記事項証明書はなし)を追加計2部して提出する。



様式第16号（第18条関係）

<表 面>

<p>第 号</p> <p>官 職 氏 名</p> <p>特定非営利活動促進法第41条第3項の規 定による職員の証</p> <p>年 月 日</p> <p>(有効期間 年)</p> <p>所 轄 庁 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">都道府県印</span></p>	<p style="text-align: center;">写</p> <p style="text-align: center;">真</p> <p style="text-align: center;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">都道府県印</span></p>
---	--

<裏 面>

この証を携帯する者は、特定非営利活動促進法第41条第3項（第64条第7項において準用する場合を含む。）の規定により、特定非営利活動法人の業務及び財産の状況等进行检查する職権を行うものである。

特定非営利活動促進法抜粋

(報告及び検査)

第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

3 第一項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格B列8番とする。

認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書

受付印  年 月 日 長崎県知事 様	主たる事務所の所在地	〒 電話 ( ) — FAX ( ) —	
	(フリガナ)		
	申請者の名称		
	(フリガナ)		
	代表者の氏名		
	設立年月日		
	事業年度	月 日～ 月 日	
	過去の認定の有無 (過去の認定の有効期間)	有・無 〔自 年 月 日〕 〔至 年 月 日〕	<input type="checkbox"/> 相対値基準・原則 <input type="checkbox"/> 相対値基準・小規模法人 <input type="checkbox"/> 絶対値基準 <input type="checkbox"/> 条例認定指定法人
	過去の特例認定の有無 (特例認定を受けた日)	有・無 ( 年 月 日)	
	認定取消の有無 (取 消 日)	有・無 ( 年 月 日)	
特例認定取消の有無 (取 消 日)	有・無 ( 年 月 日)		
特定非営利活動促進法第44条第1項の認定を受けたいので申請します。			
(現に行っている事業の概要)			
_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____			
上記以外の事務所の所在地		左記の事務所の責任者の氏名	役 職
〒			
電 話 ( ) — F A X ( ) —			
〒			
電 話 ( ) — F A X ( ) —			

(注意事項)

- 申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していなければ認定申請書を提出することができません。
- 過去に認定又は特例認定の取消しを受けている場合は、その取消しの日から5年を経過した日以後でなければ認定申請書を提出することができません。
- 過去に認定（有効期間の更新を除きます。）又は認定取消を複数回受けている場合は、直近の認定の有効期間又は取消日を記載してください。
- 申請書には「認定を受けるための申請書及び添付書類一覧（非チェック表）」に掲げる書類を添付してください。

申請法人名	
-------	--

〒	上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役 職
〒	電 話 ( ) — FAX ( ) —		
〒	電 話 ( ) — FAX ( ) —		
〒	電 話 ( ) — FAX ( ) —		
〒	電 話 ( ) — FAX ( ) —		
〒	電 話 ( ) — FAX ( ) —		
〒	電 話 ( ) — FAX ( ) —		
〒	電 話 ( ) — FAX ( ) —		
〒	電 話 ( ) — FAX ( ) —		



(注意事項)


- 認定の有効期間の更新を受けようとする法人は、認定の有効期間満了の日の6月前から3月前までの間（更新申請期間）に更新の申請をしなければなりません。この更新申請期間内に更新の申請をしない場合（災害その他やむを得ない事由により更新申請期間内に更新の申請をすることができない場合は除きます。）は、改めて認定の申請を行うこととなります。
- 認定の有効期間の欄には、直近の法第44条第1項の認定を受けた日から継続している有効期間を記入してください。
- 申請書には「認定の有効期間の更新の申請書及び添付書類一覧（チェック表）」に掲げる書類を添付してください。  
(既在所轄庁に提出している書類のうち、その記載した事項に変更のないものを除きます。)

## (認定の有効期間の更新申請書次葉)

申請法人名	
-------	--

上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役 職
〒  電 話 ( ) — FAX ( ) —		
〒  電 話 ( ) — FAX ( ) —		
〒  電 話 ( ) — FAX ( ) —		
〒  電 話 ( ) — FAX ( ) —		
〒  電 話 ( ) — FAX ( ) —		
〒  電 話 ( ) — FAX ( ) —		
〒  電 話 ( ) — FAX ( ) —		
〒  電 話 ( ) — FAX ( ) —		

認定特定非営利活動法人の定款変更の認証を受けた場合の提出書  
 特例認定特定非営利活動法人の定款変更の認証を受けた場合の提出書

受付印  年 月 日  長崎県知事 様	主たる事務所の所在地	〒 電話（ ） —
	従たる事務所の所在地	〒 電話（ ） —
	（フリガナ） 法人名	
	（フリガナ） 代表者の氏名	
	認定（特例認定）の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日

特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する所轄庁の定款の変更の認証を受けたので、同法第52条第2項（同法第62条の準用含む）の規定に基づき提出します。

定款変更の 認 証 日	定款変更の内容	添付書類	チェック
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・社員総会の議事録の   謄本</li> <li>・変更後の定款</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

（注意事項）

2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利法人又は特例認定特定非営利活動法人は、所轄庁以外の関係知事に提出することとなります。



認定特定非営利活動法人の代表者変更届  
特例認定特定非営利活動法人の代表者変更届

<p style="text-align: center;">受付印</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">長崎県知事 様</p>	主たる事務所の所在地	〒
	(フリガナ)	
	法人名	
	(フリガナ)	
	代表者の氏名	
	認定(特例認定)の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日

代表者を変更したので、特定非営利活動促進法第53条第1項（同法第62条の準用含む）の規定に基づき提出します。

異動年月日	変更後の代表者の氏名及び住所	変更前の代表者の氏名及び住所

(注意事項)

2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利法人又は特例認定特定非営利活動法人は、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事に提出することとなります。



認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書  
特例認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書

年 月 日  長崎県知事 様	主たる事務所の所在地	〒	電 話( ) —
	(フリガナ) 名 称		F A X( ) —
	(フリガナ) 代表者の氏名		
	認定(特例認定)の有効期間	事 業 年 度	
	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	

特定非営利活動促進法第56条第1項(第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づき以下の書類を提出します。

(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 提出しない場合 最後に役員報酬規程を提出した事業年度( 年 度) 最後に職員給与規程を提出した事業年度( 年 度)	チェック欄	④ 役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給状況(ロに係る部分を除く) ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類 (特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類のうち、資産の譲渡等に関する事項を記載した書類を除く)		⑤ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日  ⑥ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項  ② 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他の内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引		(3) 法第46条第1項第3号(ロに係る部分を除く。)、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類  認定基準等チェック表(第3表) ※「ロ」の欄の記載は必要ありません。 「役員等の状況」第3表付表1 監査証明書 又は 「帳簿組織の状況」第3表付表2  認定基準等チェック表(第4表)(初業) 認定基準等チェック表(第5表) 認定基準等チェック表(第7表) 欠格事由チェック表
③ 寄附者(当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日		

(注意事項)

2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事に提出することとなります。

「認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書」

「特例認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書」の記載上の留意点等

1 この用紙は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が、特定非営利活動促進法第55条第1項（第62条において準用する第55条第1項を含む。）の規定により、毎事業年度開始の日から3か月以内に特定非営利活動促進法第54条第2項に掲げる書類を所轄庁（2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人にあつては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事。）に提出する際に使用します。

2 各書類を作成するごとに右欄の「チェック欄」にチェックし、この用紙を提出書類の一番前にとじて、提出してください。

「(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程」について、提出しない場合は「提出しない場合」にチェックするとともに、「最後に役員報酬規程を提出した事業年度」「最後に職員給与規程を提出した事業年度」の空欄に事業年度を記載いただき、チェック欄にチェックしてください。

3 提出書類の様式について

特定非営利活動促進法第55条第1項の規定により提出する書類のうち、「法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類」については、認定申請書の添付書類としての「認定基準等チェック表」の第3表（「ロ」欄の記載は必要ありません。）、第3表付表1・2、第4表（初葉）、第5表、第7表及び欠格事由チェック表を使用することができますが、その際には第3表の「年 月 日～年 月 日」の欄に当該事業年度を記載の上、使用してください。

認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書  
 特例認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書

受付印  年 月 日 長崎県知事 様	主たる事務所の所在地	〒		
	(フリガナ)	電話 ( ) —		
	法人名			
	(フリガナ)			
	代表者の氏名			
	認定（特例認定）年月日	年	月	日
	認定（特例認定）の有効期間	自	年 月 日	至 年 月 日
助成金の支給を行ったので、特定非営利活動促進法第55条第2項（第62条において準用する場合を含む。）に規定する助成の実績を以下のとおり提出します。				
支 給 日	支 給 対 象 者	支給金額	助成対象の事業等	
年 月 日		円		
年 月 日		円		
年 月 日		円		
年 月 日		円		
年 月 日		円		
年 月 日		円		
年 月 日		円		
年 月 日		円		
年 月 日		円		
年 月 日		円		
年 月 日		円		

**「認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書-特例認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書」の記載上の留意点等**

この提出書は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合に、特定非営利活動促進法第55条第2項（第62条において準用する場合を含む。）の規定により助成の実績を記載した書類を所轄庁に提出する必要がありますので、その際使用します。

「助成対象の事業等」の欄は、事業等の内容を具体的に記載します。



(注意事項)

- 申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していなければ特例認定申請書を提出することができません。
- 法人の設立の日から5年を経過していない法人でなければ特例認定申請書を提出することができません。
- 過去に認定又は特例認定を受けたことのある法人は特例認定申請書を提出することができません。
- 申請書には「特例認定を受けるための申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）」に掲げる書類を添付してください。

申請法人名	
-------	--

上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役 職
〒  電 話 ( ) — FAX ( ) —		
〒  電 話 ( ) — FAX ( ) —		
〒  電 話 ( ) — FAX ( ) —		
〒  電 話 ( ) — FAX ( ) —		
〒  電 話 ( ) — FAX ( ) —		
〒  電 話 ( ) — FAX ( ) —		
〒  電 話 ( ) — FAX ( ) —		
〒  電 話 ( ) — FAX ( ) —		



特定非営利活動促進法第63条第1項又は同条第2項の合併の認定を受けるための申請書

<p style="text-align: center;">受付印</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">長崎県知事 様</p>	主たる事務所の所在地	〒		電話 ( ) —
	(フリガナ)			FAX ( ) —
	申請者の名称			
	(フリガナ)			
	代表者の氏名			
	認定（特例認定） 年 月 日	年 月 日	法第63条第1項申請において適用するパブリックサポートテスト基準	
	<input type="checkbox"/> 認定の有効期間 <input type="checkbox"/> 特例認定の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日	<input type="checkbox"/> 相対値基準・原則 <input type="checkbox"/> 相対値基準・小規模法人 <input type="checkbox"/> 絶対値基準 <input type="checkbox"/> 条例個別指定法人	
事業年度	月 日～ 月 日			
特定非営利活動促進法第63条 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第1項 第2項</span> の合併の認定を受けたいので申請します。				
法人名	主たる事務所の所在地	現に行っている事業の概要	区分	
合併後存続する法人名又は合併によって設立する法人名  (代表者名)	電話 ( ) — FAX ( ) —		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外	
合併によって消滅する法人名  (代表者名)	電話 ( ) — FAX ( ) —		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外	
合併によって消滅する法人名  (代表者名)	電話 ( ) — FAX ( ) —		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外	
合併によって消滅する法人が複数ある場合には、次葉に記載してください。				

(注意事項)

- この申請書は、特定非営利活動促進法第63条第3項の規定に基づき、同条第1項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は同条第2項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人が、同法第34条第3項の認証の申請に併せて、所轄庁に提出してください。
- 申請本文の 

第1項
第2項

 は、いずれか一方の不要文字を二本線で抹消します。
- 区分欄は、その法人が該当する一つを「○」で囲みます。
- この申請に係る実績判定期間については、合併後存続する法人又は合併によって消滅する各法人（合併によって法人を設立する場合にあつては、合併によって消滅する各法人）の各事業年度のうち申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前2年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した各事業年度の末日までの期間となります。
- 申請書には「合併の認定申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）」に掲げる書類を添付してください。

申請法人名		(合併認定申請書次表)	
法人名	主たる事務所の所在地	現に行っている事業の概要	区分
合併によって消滅する法人名  (代表者名)	電 話 ( ) — FAX ( ) —		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名  (代表者名)	電 話 ( ) — FAX ( ) —		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名  (代表者名)	電 話 ( ) — FAX ( ) —		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名  (代表者名)	電 話 ( ) — FAX ( ) —		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名  (代表者名)	電 話 ( ) — FAX ( ) —		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名  (代表者名)	電 話 ( ) — FAX ( ) —		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名  (代表者名)	電 話 ( ) — FAX ( ) —		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名  (代表者名)	電 話 ( ) — FAX ( ) —		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外